

伊勢まつり展示・出店要綱

1. 参加資格

伊勢まつりの目的「市民が、『見て』、『参加して』楽しめる行事を通じて、市民の一体感の醸成を図るとともに、市民文化の向上に寄与し、ふるさとづくりの推進を図ること」に賛同する三重県内の団体、企業及び事業者とします。

2. 参加基準

関係者や展示・出店(以下「出店」という)の内容が、次のどれにも当てはまらないこと。

- (1)宗教活動、政治活動及び特定の思想信条の流布を目的とするもの
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)伊勢まつり開催に係る露店等営業に関する規約第5条(7ページ参照)に規定する暴力団員等
- (4)その他主催者(伊勢まつり実行委員会)が不適当と認めたもの

【重要】出店にあたり、下記の点について、あらかじめご理解をお願いします。

- ◆先着順では無く、「6.エリア決定の優先順位」(2ページ参照)に従い出店団体、エリアを決定します。
- ◆申込件数が区画数を超えた場合、優先順位の低い団体は出店できないことがありますので、ご了承ください。
- ◆テント、照明、出店に必要な備品等は各自でご準備ください。

3. まつり開催日時

- ・令和7年10月11日(土)9:40~21:00(予定)
- ・令和7年10月12日(日)9:40~17:00(予定)

4. 出店エリア、区画数、出店時間 (【別紙1】 令和7年度 伊勢まつり展示・出店エリア参照)

募集エリアは以下のとおりです。まつり全体の企画構成によっては、変更となる場合があります。
出店開始時間は、両日ともに 9:40(予定)です。

エリア名	区画数 (予定)	出店終了時間 (土)(予定)	出店終了時間 (日)(予定)	出店条件
月夜見	15 程度	20:30	17:00	
しんみち	20 程度	20:30	17:00	非営利団体優先
まるこ	5 程度	20:30	17:00	福祉関係団体のみ
尼辻	20程度	20:30	17:00	
宮町	10 程度	17:00	17:00	電源設備(コンセント)なし

5. 区画条件

出店形態	区画の広さ・条件
車両(キッチンカー等) 尼辻・宮町エリアのみ	・申請内容に基づき、主催者が振り分けます。 ・申請状況により、車両の台数の制限をさせていただく場合があります。
ブース(テント)	・原則1団体1ブースとします ・1ブースの広さは、幅 5.4m×奥行 3.6m 以内とします。

6. エリア決定の優先順位

- ・エリア内の区画の振分けは主催者が調整します。
- ・調整の結果、土日どちらか1日の出店を打診する場合があります。
- ・出店エリア決定の優先順位は、下記のとおりとします。

【しんみちエリア】 非営利団体優先

- 優先順位1 市内団体
- 優先順位2 2日間連続出店団体
- 優先順位3 非営利団体
- 優先順位4 第1回展示・出店部会参加団体

【まるこエリア】 福祉関係団体のみ申請可能

- 優先順位1 市内団体
- 優先順位2 2日間連続出店団体
- 優先順位3 第1回展示・出店部会参加団体

【その他エリア】

- 優先順位1 市内団体
- 優先順位2 2日間連続出店団体
- 優先順位3 第1回展示・出店部会参加団体



※10 万円以上ご協賛いただける団体(県内の団体、企業及び事業者に限る)は、別途区画を用意する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。

※非営利か否かの判定はその団体自体の性質や売上金の使い方により、主催者が判定します。判定にあたり、普段の活動内容、売上金の使い方などの書類を提出いただくことがあります。

7. 参加手順

(1)参加申込【6月13日(金)締め切り(必着)】

- ・右の二次元コードから申込ください。
(メールまたは窓口への直接提出も可能)



提出先:伊勢まつり実行委員会

事務局:伊勢市市民交流課市民交流係(伊勢市役所本庁舎2F)

電話:0596-21-5549 FAX:0596-21-5522 E-mail:kouryu@city.ise.mie.jp

(2)第1回展示・出店部会への出席

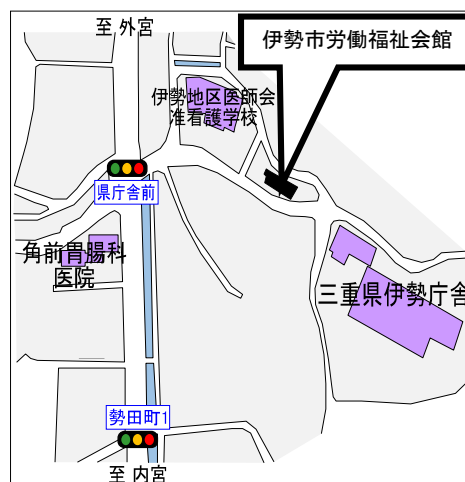
出店の概要説明と出店エリアの決定(抽選)を行います。

日 時:7月4日(金)午後7時30分～

場 所:伊勢市労働福祉会館 2F 大会議室

「6.エリア決定の優先順位」に従い、エリアを振り分けます。

- ・同じ優先順位の団体が多い場合は、抽選となります。
- ・申込件数が区画数を超えた場合、優先順位の低い団体は、出店できないことがありますので、ご了承ください。



(3)出店料等の支払い【8月中の予定】(【別紙2】展示・出店にかかる費用参照)

- ・出店料等のご案内を送りますので、指定期日までにお支払ください。
- ・期日までにお支払いいただけない場合は出店できません。また、当日出店しなかった場合も返金はありません。**

(4)出店関係者の身元確認用情報を提出【8月中の予定】(7ページ参照)

- ・出店関係者の身元確認情報を、指定期日までにご提出ください。(二次元コード申請、メールまたは窓口への直接提出の方法を予定)
- ・期日までに提出いただけなかった場合は出店できません。**
- ・あらかじめ関係者の身元確認情報を把握し、提出のご準備をお願いいたします。

(5)第2回展示・出店部会への出席

出店位置等、当日の最終確認を行います。

日 時:9月12日(金)午後7時30分～

場 所:伊勢市労働福祉会館 2F 大会議室

(6)出店確認証等の受け取り【9月中を予定】

- ・出店確認証等を郵送で送ります。
- ・車両展示の団体には、通行許可証を送付します。駐車場を利用される方には、駐車許可証も一緒に発送します。

(7)まつり当日【10 月 11 日(土)、12 日(日)】

出店確認証、保健所から交付される営業許可証等を主催者が見える場所に掲示ください。

8. 出店料等

【別紙2】展示・出店にかかる費用をご参照ください。

9. 駐車場

【利用可能予定時間】

10 月 11 日(土)午前 7 時～午後 10 時

10 月 12 日(日)午前 7 時～午後 7 時

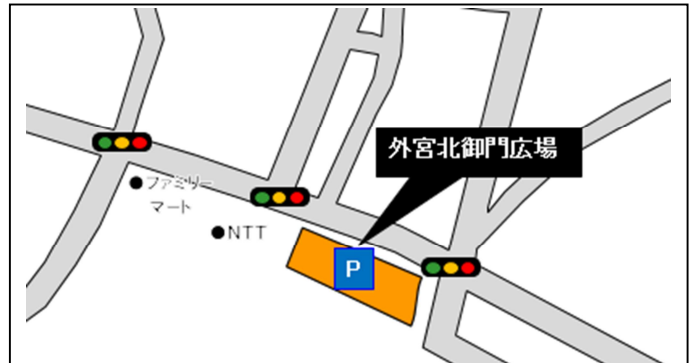
A 外宮北御門(きたみかど)広場(予定)

- ・会場までのシャトルバスはありません。
- ・1 団体 2 台まで

※出店する日のみ駐車可能

B 宮川親水公園駐車場(予定)

- ・会場までのシャトルバスあり
 - ・一般観覧者用駐車場と併用となるため、駐車台数に限りがあります。
- できるだけ乗り合わせにご協力ください。



10. 諸条件・注意事項等

- ・搬入・搬出・管理・販売などについては、主催者が示す条件に必ず従ってください。
- ・まつり当日、主催者等が巡回し指示を出した場合には必ず従ってください。

(1)主催者と出店者の仕分け

主催者がすること	出店者がすること
道路使用許可申請(警察署) 道路占用届(道路管理者) 露店の営業申請(警察署、消防署) 出店ブース以外の会場の準備、設営、片付け 伊勢まつりの運営に対する安全対策(設営、保険加入など)	保健所等への各種許可申請 自ブースの備品類準備(テント、設備、看板、備品、照明など) 自ブースの設営と片付け 自ブース運営に対する安全対策(設営、保険加入など)

(2) テント等の管理条件

・テントは出店者が準備し、おもり等で固定する。

- ・出店確認証が見える場所に掲示する。
- ・常時1人はテントにしているようにする。
- ・原則、発電機の使用は不可(キッチンカーなど一部許可する場合があります)。

風によるテントの事故を防ぐため、
事故防止のための対策を必ずお願い
します！

・ゴミは持ち帰る。

- ・商品が完売しても、時間中はテントをたたまない。

・まつり終了後はすみやかに片付ける。

- ・会場等を破損、汚損した場合は、出店者負担により原状復旧していただきます。

【火気、熱源を使う場合】

- ・消火器をテントに設置する。
- ・本部から指示があった場合は、火気、熱源の使用を中止する。

(3) その他の条件

- ・水道設備は主催者側では用意しません。
- ・悪天候等諸事情により、電気の供給時間が遅れる場合があります。
- ・初日終了後は、本部テント以外の電気を切ります。

※伊勢まつりは県道を利用してのイベントであり、沿道の方々のご理解があって開催できています。ルール・マナーを守り、沿道の方々へのお気遣いをお願いいたします。

11. 個人情報等の取扱い

- ・申込書に書かれた個人情報は、伊勢まつりの企画以外で使用しません。
- ・参加基準を確認するため、申請いただいた個人情報を警察などの関係機関にお見せする場合があります。(7ページ参照)
- ・参加団体の名前やまつり開催中の映像などの情報が、新聞、テレビ、雑誌、インターネット、パンフレット等に使われることがあります。また、それに関する権利は主催者にあります。

12. 開催中止について

- ・まつりは雨天決行です。雨天時に参加を中止するかどうかは各自で決め、中止する場合は事務局に報告してください。
- ・ただし、台風や強風などの悪天候による中止については、主催者が判断します。

(1) 中止判断タイミング

- ・当日 7:00 までに主催者が開催の可否を決定し、伊勢市のホームページと SNS (Facebook、Instagram) で告知します。ただし、台風接近など悪天候が事前に予測される場合は、主催者が事前に開催の可否を判断することがあります。

(2) 費用の返還

- ・出店者側の都合により、参加を取りやめた場合は、費用の返金はありません。
- ・中止となった日の出店基本料は、振込手数料を除いて返金します。道路許可申請手数料および電気設備使用料については、手続きや準備の状況を考慮し、返金いたします。

13. その他

- ・出店者に起因する事故が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。
- ・この要綱に記載する内容を遵守しない場合、または申込内容が事実と異なることがわかった場合、出店許可を取り消す場合があります。
- ・当日、主催者は、関係機関と連携の上、移動、撤去等必要な措置を講じることができるものとします。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とします。
- ・この要綱に記載されていない事項は、主催者と参加団体で協議します。

【主催者】伊勢まつり実行委員会(事務局:伊勢市環境生活部 市民交流課)
〒516-8601 伊勢市岩渕 1-7-29
TEL:0596-21-5549
E-mail:kouryu@city.ise.mie.jp

【「伊勢まつり開催に係る露店等営業に関する規約」に基づく出店者の確認について(重要)】

伊勢まつり実行委員会では、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、露店などの営業に関するルールを定め、出店スタッフの身元確認用に、住所や性別、生年月日情報を提出していただいています。

提出された情報は伊勢警察署に送られ、暴力団員が関わっていないことが確認された後、会場となる県道の使用許可申請をすることができます。

伊勢まつりは毎年この手続きが必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

伊勢まつり開催に係る露店等営業に関する規約(抜粋)

(出店の拒否)

第5条 実行委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店確認証を発行しないものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2)暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの。
- (4)法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- (5)暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- (6)暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団員の維持運営に協力若しくは関与しているもの